

事務連絡
平成30年7月2日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
情報連携の開始期日について

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）について、平成30年7月に実施する改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日は、「平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日、同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧等について」（平成30年6月7日事務連絡。別添1参照。）において平成30年7月2日を予定しているとしていたところですが、内閣官房・総務省より「平成30年7月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日について」（平成30年6月27日府番第151号・総官参第37号。別添2参照。）において最終的な決定期日についても同日とした旨通知がございましたのでご連絡致します。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（特別区、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。